

## 相談窓口一覧

いきいきセンターふくおか・  
高齢者保健福祉 についてのお問い合わせは、  
各区 保健福祉センター地域保健福祉課へ

医療・介護の負担金額軽減の  
制度 に関するご相談は、  
区役所代表番号より各窓口・担当課へ  
(10ページ記載)

**東 区** 東区箱崎2丁目54-27  
☎ 645-1087 FAX 631-2295

**東 区** 東区箱崎2丁目54-1  
☎ 631-2131

**博多区** 博多区博多駅前2丁目8-1  
☎ 419-1099 FAX 402-1169

**博多区** 博多区博多駅前2丁目8-1  
☎ 441-2131

**中央区** 中央区舞鶴2丁目5-1(あいれふ6階)  
☎ 718-1110 FAX 734-1690

**中央区** 中央区大名2丁目5-31  
☎ 714-2131

**南 区** 南区塩原3丁目25-3  
☎ 559-5132 FAX 512-8811

**南 区** 南区塩原3丁目25-1  
☎ 561-2131

**城南区** 城南区鳥飼6丁目1-1  
☎ 833-4112 FAX 822-2133

**城南区** 城南区鳥飼6丁目1-1  
☎ 822-2131

**早良区** 早良区百道2丁目1-1  
☎ 833-4362 FAX 833-4349

**早良区** 早良区百道2丁目1-1  
☎ 841-2131

**西 区** 西区内浜1丁目4-7  
☎ 895-7078 FAX 891-9894

**西 区** 西区内浜1丁目4-1  
☎ 881-2131

福岡市ホームページ  
でも確認できます

**いきいきセンターふくおか 検索**

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/chiikihoken/health/00/04/4-030101-2.html>

訪問歯科診療に  
ついてのご相談は

**福岡市歯科医師会地域連携室**

☎ 781-6801、直通 090-9579-5949 FAX 781-6512

仕事と介護の両立に  
ついてのご相談は

**「働く人の介護サポートセンター」へ**

中央区荒戸3丁目3-39 ふくふくプラザ3階 ☎ 982-5407 FAX 982-5409

在宅医療に関しては、パンフレット「早わかり在宅医療」「早わかり在宅医療～看取り編」でも紹介しています。  
パンフレットは、福岡市役所本庁舎内の情報プラザ(1階)や福岡市保健福祉局地域医療課(12階)等で配布しています。  
福岡市ホームページからもダウンロード・印刷ができます。

令和2年1月  
発行：福岡市保健福祉局地域医療課 ☎ 711-4892 FAX 733-5535

このパンフレットは、在宅医療の現場に関わっている医療・介護の専門職によるワーキンググループにより作成されました。

早わかり

# 在宅医療

費用と  
制度編

アジアのリーダー都市へ  
FUKUOKA NEXT

福岡  
100  
人生100年時代の  
健康社会モデルをつくる  
100のアクション

住み慣れた場所で  
いつまでも



この冊子では「病気があってもできるだけ長く家で暮らしたい」場合に、  
在宅医療でできることと、必要な準備・かかる費用などの疑問について、  
できるだけわかりやすくお答えします。在宅医療について知ること、  
ご自身の将来を考えるきっかけにさせていただきたいと思います。

福岡市 保健医療局

# 1 在宅医療の基礎知識

まずは在宅医療のことを、  
知ってくださいね!



## 「在宅医療」とは？

在宅医療とは、通院が困難になった方に対して、医師や看護師などの医療関係者が出向いていき、診療や健康管理を行うことです。自分の家だけでなく有料老人ホームなどでも受けることができます。

また、子どもから高齢者まで、すべての年代で受けられます。



## どんな病気の治療が受けられますか？

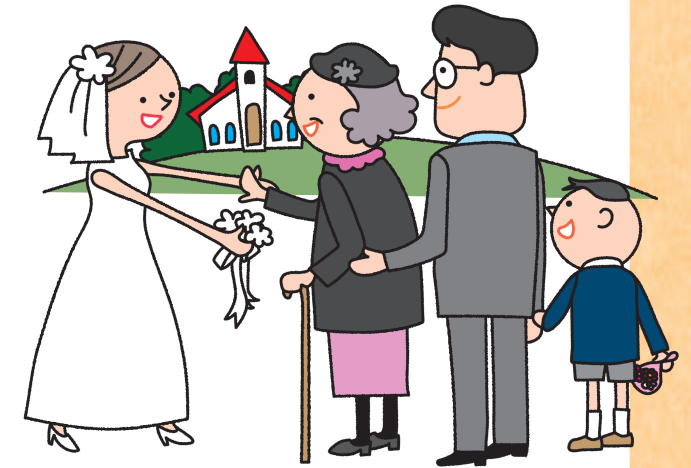
在宅医療では、脳や心臓の病気で手術を受けた後や、がんの療養、足腰が悪くなり通院が難しい場合、認知症など、さまざまな場合に対応できます。問診や採血などの検査、注射、点滴などの治療を行うほか、人工呼吸器などの医療機器を設置することもできます。



## 在宅医療のメリットは？

在宅医療のいちばん良いところは、住み慣れた場所で以前と同じように過ごせることです。住み慣れた場所で過ごす则ち気が安定して穏やかに暮らすことができ、病気による痛みが緩和されたという人もいます。自分のペースで毎日を過ごすことができ、生活の質も上がります。また、家族などの結婚式や入学・卒業式といった大切な行事にも参加できることがあります。

家族などの介護者も毎日のケアに携わることで、容態の変化を感じたり、介護者のペースでケアができるようになり、介護の充実感を得ることができます。



## 在宅医療はどのようにはじめたらよいの？

入院していても家や施設で療養したいと思った時は、病院にいる相談員（医療ソーシャルワーカー）に相談ができます。どのような療養生活を送りたいか話してみましょう。

また、「通院が難しくなった」「薬を飲み忘れる」などのきっかけがあれば、かかりつけ医に相談してみましょう。同じ医師がそのまま在宅医療を行う場合もあれば、別の医師を紹介する場合もあります。

介護保険を利用している人は、担当のケアマネジャーに相談することもできます。その他、お住まいの地域の「いきいきセンターふくおか」でも相談ができます。（お住まいの地域の担当のセンターがわからないときは巻末の各区保健福祉センター地域保健福祉課にお問合せください。）



まずは在宅医療のことを、  
知ってくださいね！



## 医師や訪問看護師は、 緊急時には24時間対応することも可能です

在宅医療では、医師や訪問看護師が定期的に家や施設を訪問するので、病院とほとんど変わらない医療を受けることができます。病状に変化があった時は、必要に応じて往診し、緊急時には、休日や夜間に関わらず、24時間対応することも可能です。容態が急に悪くなったときの対応については、事前に家族や周囲の人、医師や訪問看護師、ケアマネジャーともよく話し合っておきましょう。



## 在宅医療と病院を 併行してかかることもできます

症状や状態、治療の計画などに応じて、在宅医療と病院への通院を併行することができます。例えば、がんなどでは、日常の病状管理は家などで行い、抗がん剤治療などは、通院や入院をして処置を受けることができます。容態が悪化して再び入院が必要になった場合にも、在宅医療を行う医師と病院が連携し、スムーズな入院が行われるようにサポートします。



## 専門職がチームであなたを支えます

在宅医療では、多くの専門職が参加します。それぞれの専門職がどんなことが得意なのか知っておきましょう。

### 医師

治療や診察、経過観察を行います。治療方針を立てて、適切な療養生活ができるように、その他の専門職に指示を出します。



### 理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士

身体の動かし方や補助器具の使い方を指導したり、食べることやコミュニケーションの方法についても支援を行います。



### 訪問看護師

療養生活の世話や病状の観察、医師の指示による医療処置などを行います。



### 管理栄養士

低栄養の改善や、栄養状態、食の好みや飲み込む力に合わせて調理方法やレシピの提案をします。



### 歯科医師・歯科衛生士

歯の治療、入れ歯の調整などをします。口の中のケアを行って、誤嚥（ごえん）性肺炎を予防します。



### 医療ソーシャルワーカー

病院から退院し、家などに戻るときに、自身や家族などの相談に乗り、生活のアドバイスをします。



### 薬剤師

薬を家に届け、服薬状況を確認し、飲み忘れを減らす工夫や飲み合わせ、副作用のチェックなどを行います。



### ケアマネジャー

日常生活に必要な介護サービスの計画を立てます。適切にサービスが利用できるように、サービスを提供する事業所等や区役所と連絡・調整を行います。



## 2 在宅医療にかかる費用

\*平成30年度の診療報酬、介護報酬を元に計算しています。

在宅医療の費用の参考にしてくださいね!

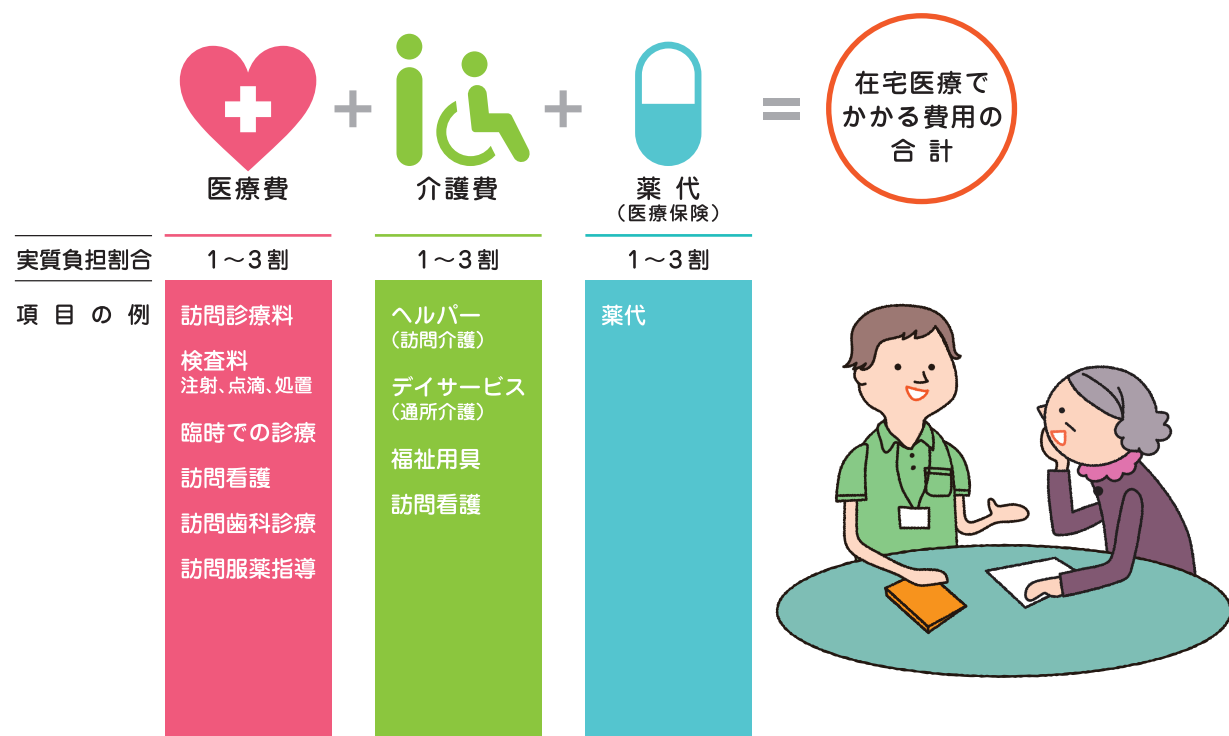


在宅医療でも、入院・通院と同じように医療保険が使え、自己負担は、かかった医療費の1～3割となります。食事や入浴の介助など日常生活のサポートが必要なときは、要介護認定を受けることで、所得などに応じた自己負担額で介護保険サービスを利用することができます。介護保険サービスの利用については、お住まいの地域の「いきいきセンターふくおか」や各区保健福祉センターにご相談ください。

ここからは、在宅医療の費用のしくみと受けられるサービス、費用の目安について説明します。

### 在宅医療でかかる費用の仕組み

訪問診療の費用には、治療計画に基づいた定期的な訪問にかかる費用と、必要に応じて往診した場合や、治療を行った場合にかかる費用があります。その他必要に応じて、訪問看護の費用、介護保険サービスの利用や、薬代、おむつなどの消耗品代や、診断書の発行費など利用されたサービス分がかかります。



### 自己負担額の目安

在宅で療養を行う上でのサービス利用額の一例です。あくまで目安であり、病気の重症度、希望する治療、年齢、要介護度、所得等により費用は変わります。

詳しくは、医療機関、ケアマネジャーなどにご相談ください。

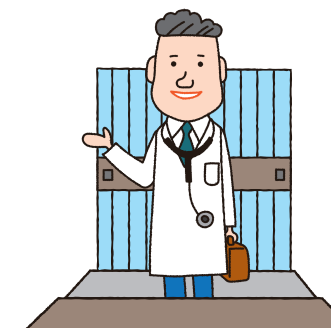
訪問診療



**医療保険** 月2回、家に医師が訪問した場合

- 1割負担：月額6,000円～7,500円程度
- 2割負担：月額12,000円～14,000円程度
- 3割負担：月額18,000円～21,000円程度

\*処置や検査の回数によって費用が変わることがあります。  
\*その他必要に応じて在宅酸素の利用や自己注射などの管理料、点滴、検査、薬代は別途かかります。



訪問看護



**医療保険** がん末期、パーキンソン病等の難病、介護保険対象以外の方の場合

- 1割負担(日中、1時間の訪問を週2回した場合)：月額6,000円～7,000円程度
- 2割負担(日中、1時間の訪問を週2回した場合)：月額12,000円～14,000円程度
- 3割負担(日中、1時間の訪問を週2回した場合)：月額18,000円～21,000円程度

\*状態によって、24時間対応体制加算などの加算があります。



**介護保険** 1割負担の場合

日中、1時間の訪問を週2回した場合：月額7,000円～8,000円程度

\*状態によって、緊急時訪問看護加算などの加算があります。

ヘルパー (訪問介護)



**介護保険** 1割負担の場合

身体介護(入浴、排せつ介助等)を1回30分、週2回した場合：月額1,500円～4,000円程度  
生活支援(掃除、調理等)を1回60分、週2回した場合：月額1,500円～4,000円程度

\*要介護度、利用時間などにより費用が変わります。

デイサービス (通所介護)



**介護保険** 要介護3、1割負担の場合

食事、入浴など1日7時間利用、週2回した場合：月額7,600円～8,000円程度

\*要介護度、利用時間などにより費用が変わります。

福祉用具



**介護保険** 1割負担の場合

車いす、ベッド、床ずれ防止用マットをレンタルした場合：月額2,000円～3,000円程度

\*利用する用具や種類によって費用が変わります。

# 3 在宅医療でできること～費用とサービスの参考例

\*平成30年度の診療報酬、介護報酬を元に計算しています。

在宅医療の費用の参考にして下さいね!



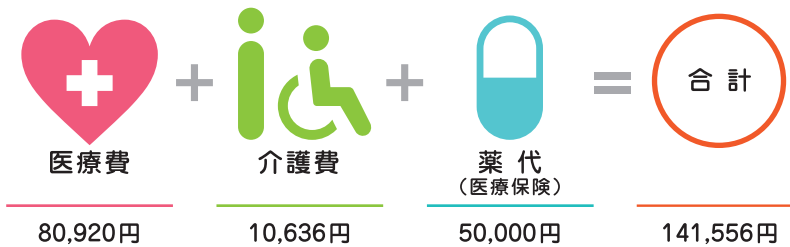
## がんの場合

### 例えば

- 50代男性、大腸がん末期、要介護3
- がん発見時、肺への転移がみられ、呼吸不全を起こしていたが積極的ながん治療は行わないこととなり、家での療養を開始した
- 在宅酸素を開始、医療用麻薬の使用、移動時は車いすを利用



### 費用負担のイメージ



### 費用負担額の算定イメージ

#### 医療保険 3割負担の場合

- 月4回の定期的な訪問診療料：月額約29,000円
- 在宅酸素の使用：月額約23,000円 \*臨時の往診、検査料は別途がかかります。
- 訪問看護の利用  
(病状管理、身体ケア(入浴、排せつのケア等)、家族への介護指導等。24時間対応体制で緊急時の訪問も行う)  
→週3回：月額27,000円 →24時間対応体制加算：月額1,920円  
\*がん末期の場合は、医療保険の範囲で訪問看護のサービスを利用。  
\*利用時間や内容によって加算があります。

#### 介護保険 1割負担の場合

- 薬剤師の訪問サービスを利用するときの基本料  
(居宅療養管理指導費、609円/回(医療用麻薬を含む)×4回)：月額2,436円
- 訪問入浴介護(週1回利用)：月額5,200円
- 車いす(レンタル)、電動介護ベッド(レンタル)、床ずれ防止マット(レンタル)：月額3,000円

#### 薬代(医療保険) 3割負担の場合

- 薬代(医療用麻薬を含む)：月額50,000円

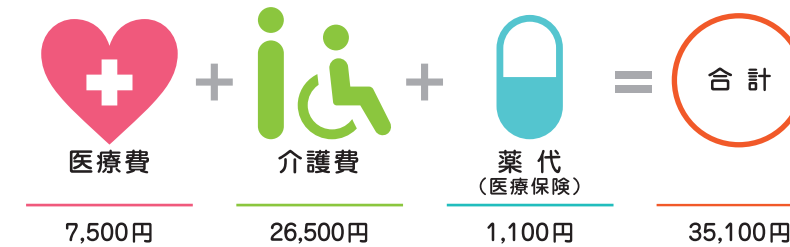
ただし  
⇒高額療養費制度等の利用で、  
実質負担額は月額55,000円程度(\*ただし最初の3回までは93,000円程度)  
(年収500万円(給与収入)の場合)

## 脳血管疾患(脳梗塞や脳出血など)の場合

### 例えば

- 75才(後期高齢者)、脳血管疾患、身体障害者手帳2級  
福岡市障がい者医療証保有、要介護3
- 発症後の後遺症として、片側麻痺などの運動障害や、記憶や言語などに障害が残るため、家でのリハビリ、デイサービス(通所介護)を利用。

### 費用負担のイメージ



### 費用負担額の算定イメージ

#### 医療保険 1割負担の場合

- 月2回の定期的な訪問診療料：月額7,500円

#### 介護保険 1割負担の場合 \*利用時間や回数により費用は変わります。

- 訪問看護(1回1時間、週2回)の利用(病状管理、身体ケア、リハビリ、運動機能向上のためのアドバイス、家族への介護指導等)：月額8,000円
- ヘルパー(身体介護1回30分、週2回)の利用  
(着替えの介助や、ベッドに移動するときの介助、排せつの介助等)：月額2,500円
- 訪問リハビリ(1回40分、週2回)：月額5,000円
- デイサービス(通所介護、週2回)の利用(排せつの介助、食事介助、レクリエーション、入浴)：月額8,000円
- 福祉用具(車いす(レンタル)、電動介護ベッド(レンタル)、床ずれ防止マット(レンタル)、手すりなど)：月額3,000円
- そのほか、おむつやリハビリパンツなどの費用は、その都度がかかります。

#### 薬代(医療保険) 1割負担の場合

- 基礎疾患(高血圧、糖尿病、高コレステロールなど)の薬代：月額1,100円

ただし  
⇒重度障がい者医療費助成により、訪問診療費、薬代はかからず、  
実質負担は月額26,500円程度



## 4 負担金額軽減の制度を確認しましょう

### 薬の飲み方や管理に困った場合： 薬剤師の訪問サービス

薬局に行くことが難しい場合や、在宅での薬の管理が難しい時などは、かかりつけ薬剤師や医師、訪問看護師、ケアマネジャーなどに相談しましょう。薬剤師が家などに訪問して、直接薬を届けます。

訪問の際には、薬の説明を行い、服薬についての心配事の相談に応じたり、飲み忘れをしない支援をします。

#### 【費用について】

通常の薬代に加え、管理指導料（費）が必要です。介護認定を受けている方は、介護保険でサービスを受けることができます。介護認定を受けていない方は、医療保険（1～3割負担）となります。

例)

薬代 + 医療保険のとき「在宅患者訪問薬剤管理指導料」：1,950円/回（3割負担の場合）  
介護保険のとき「居宅療養管理指導費」：509円/回（月4回まで）（1割負担の場合）

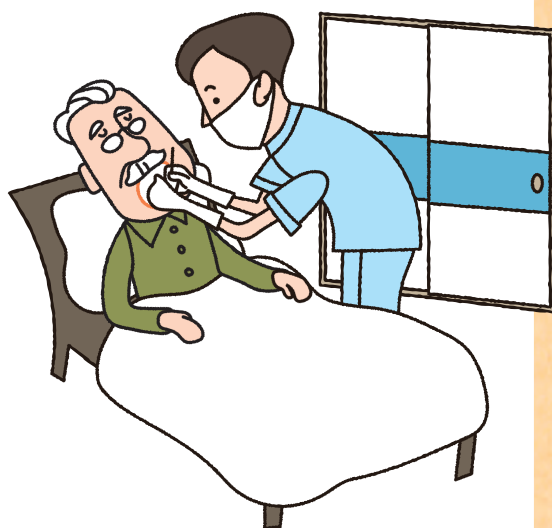
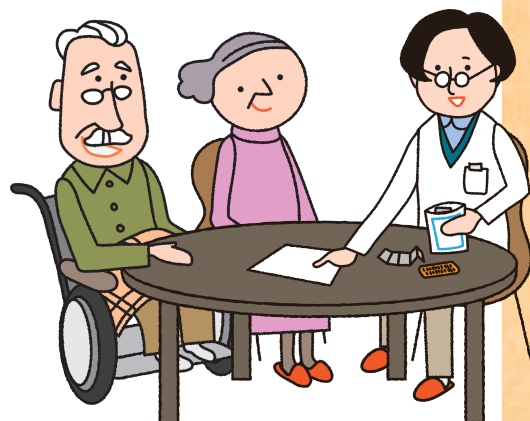
### 口の中や歯の困り事がある場合： 訪問歯科診療のサービス

病気で寝たきりなど通院が難しい方は、家でも歯科診療サービスを受けることができます。かかりつけの歯科医に相談しましょう。相談先がわからない場合には、パンフレット巻末に記載している福岡市歯科医師会地域連携室に連絡すると、訪問歯科医師を紹介してもらえます。

診療内容は、歯の治療、歯周病の治療、義歯（入れ歯）の作製・調整、抜歯、口腔ケア、摂食嚥下の相談・訓練、口腔癌の相談や予後のケアなどがあります。

#### 【費用について】

基本的には医療保険と介護保険の範囲内で、治療が受けられます。治療の期間や内容により、費用が異なりますので、具体的な内容は訪問する歯科医師と相談が必要です。



医療費や介護費が家計の大きな負担とならないよう、月の支払額が一定金額を超えると、その額が払い戻される制度があります。福岡市の国民健康保険と福岡県後期高齢者医療制度をご利用の方は、お住まいの区にお問合せください（パンフレット巻末に記載している区役所の代表電話にて、下記の「申請・問合せ窓口」をお伝えください）。その他の社会保険の方は加入保険により条件が異なりますので、加入先にご確認ください。



#### 【主な制度】

##### ♥ 高額療養費制度

1か月の保険診療にかかる医療費の自己負担額が一定の限度額を超えた場合に、加入している健康保険からその超えた額が支給される制度です。事前に「限度額適用認定証」を発行してもらおうと、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

申請・問合せ窓口 (国保) (後期) 各区・出張所の保険年金担当課、(社保) 加入先

##### i&i 高額介護サービス費

1か月に支払った介護サービスの利用者の自己負担分の合計額が一定額を超えた場合に、超えた額が自治体から支給される制度です。

申請・問合せ窓口 各区の福祉・介護保険課

##### ♥ 高額医療・高額介護合算療養費等の支給制度

i&i 毎年8月1日から翌年7月31日までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、一定の基準額を超えた場合に、申請によりその超えた額が支給されます。

申請・問合せ窓口 (国保) (後期) 各区・出張所の保険年金担当課、(社保) 加入先

##### ♥ 難病の医療費助成制度

(対象者)

- ①指定難病の認定基準（診断基準および重症度基準）を満たす場合
- ②診断基準を満たすが重症度基準を満たさない場合で、疾病治療に係る医療費が33,330円を超える月が過去12か月のうち3か月以上ある場合 のどちらか  
厚生労働大臣が指定する難病（「指定難病」）の場合、難病指定医療機関を通じて、保険診療の範囲内で自己負担分の一部が助成されます。

申請・問合せ窓口 各区健康課

##### ♥ 重度障がい者医療費助成制度

(対象者)

市内にお住まいで、健康保険に加入しており、身体障害者手帳1級または2級、療育手帳重度(A)判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当する方

申請・問合せ窓口 各区・出張所の保険年金担当課